

令和2年度 中田切川地点発電所建設事業
基本協定書（案）

●年●月●日

長野県

●
●

令和2年度 中田切川地点発電所建設事業 基本協定書（案）

令和2年度 中田切川地点発電所建設事業（以下「本事業」という。）に関し、長野県（以下「発注者」という。）と●【共同企業体】¹（以下「受注者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に係る公募（以下「本件公募」という。）の結果、受注者が落札者として決定されたことを確認し、発注者との契約締結に向けての発注者及び受注者の義務を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「設計業務委託契約」とは、本施設の設計（詳細設計及び関連する許認可等の申請を除く。）の業務委託に関する契約をいう。
- 二 「設計・施工請負契約」とは、本施設の設計（詳細設計及び関連する許認可等の申請に限る。）の業務委託及び本施設の建設工事の請負に関する契約をいう。
- 三 「設計・施工請負契約締結期限」とは、●年●月●日をいう。
- 四 「提案審査書類」とは、受注者が本事業の募集手続において発注者に提出した本事業の実施に関する提案審査書類一式をいう。
- 五 「募集要項等」とは、発注者が本事業の募集手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 六 「本施設」とは、本事業に係る対象施設をいう。
- 七 「本設計」とは、設計業務委託契約に基づいて行われる業務の成果をいう。

（当事者の義務）

第3条 発注者及び受注者は、設計業務委託契約及び設計・施工請負契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 受注者は、設計業務委託契約及び設計・施工請負契約の締結のための協議においては、本件公募の優先交渉権者選定に係る発注者の要望事項を尊重する。

¹ 応募者が単独企業の場合には調整します。

(設計業務委託契約の締結等)

第4条 発注者及び受注者は、●年●月●日までに、募集要項等に従って、設計業務委託契約を締結する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、以下の場合には設計業務委託契約を締結しないことができる。

一 受注者又はその構成員のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

二 公正取引委員会が、受注者又はその構成員が本事業に関して、以下のいずれかに該当した場合。

イ 受注者又はその構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ロ 受注者又はその構成員の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

3 設計業務委託契約に基づく受注者の業務が完了した場合にも、発注者は、本協定の終了又は設計・施工請負契約に基づく受注者の業務の完了のいずれか早い時までは、設計業務委託契約第4条に基づき受注者が付した契約の保証を返還することを要しない。

(設計・施工請負契約の締結等)

第5条 発注者及び受注者は、設計・施工請負契約締結期限を目途として設計・施工請負契約を締結することに向けて、設計・施工請負契約の業務期間及び請負代金額、本施設の設計図書等の施工条件及びその他発注者及び受注者が必要と認めて合意する事項について、(本設計の完成後はその内容に基づき) 募集要項等の範囲内で適時に協議を行う。

2 受注者は、発注者が前項の協議のために必要と認めて指示した場合には、速やかに本施設の全体工事費等(本施設の全体工事費並びに設計・施工請負契約に基づき行う詳細設計及び関連する許認可等の申請に要する費用を総称していう。以下、本条において同じ。)を算出し、かかる全体工事費等を記載した工事費調書とともに、その算出の根拠となった資料を発注者に提出する。

3 受注者が算出した本施設の全体工事費等と募集要項等に記載された本施設の設計・施工請負代金額の参考価格(以下、本項において「参考価格」という。)に乖離がある場合において、発注者が全体工事費等の見直しを指示したときは、受注者は、速やかに見積条件等を見直し、見直し後の見積条件等に基づいて本施設の全体工事費等を算出して発注者に提出する。但し、本設計に基づく本施設の建設工事にかかる参考価格の範囲内で行うことが不可能又は困難である場合において、受注者が見積条件等の見直しに係る協議を求めた場合には、発注者は当該協議に応じる。

4 第1項の規定にかかわらず、発注者は、発注者が設計業務委託契約を解除することができる場合(設計業務委託契約上必要とされる催告をすることを要しない。)には、設計・施工請負契約を締結するための協議を行わないことができる。

5 発注者は、本条の協議等に係る支援を行う第三者を選任の上、当該第三者をして、協議等への参加、受注者から提出された書面(工事費調書及びその算出の根拠となった資料並びに参考価格及び見積条件等を含む。)の確認その他発注者が必要と認める支援をさせることができる。

(準備行為)

第6条 受注者は設計業務委託契約の締結前においても、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、発注者は、必要かつ相当な範囲で協力する。

(契約の締結に至らなかった場合の取扱い)

第7条 設計業務委託契約の締結に至らなかった場合には、発注者及び受注者は、本事業の準備に関し、各自が既に支出した費用等は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 設計業務委託契約の締結後、設計・施工請負契約の締結に至らなかった場合には、発注者及び受注者は、設計業務委託契約に定めのある場合を除き、各自が既に支出した費用等は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により設計業務委託契約又は設計・施工請負契約の締結に至らなかった場合には、発注者は、これにより発注者が被った損害について受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 4 設計・施工請負契約の締結に至らなかった場合（設計業務委託契約が解除その他の理由により終了した場合を除く。）において、発注者が本施設の設計又は施工を第三者に委託するにあたり受注者の協力を求めたときは、受注者は、合理的な範囲で当該委託のために必要な協力を行う。

（秘密保持）

第8条 発注者及び受注者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所その他の公的機関により開示が命ぜられた場合、発注者又は受注者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対し、本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合（但し、かかる開示により情報を受領する者が法令により本条の義務と同等以上の秘密保持義務を負う場合には、秘密保持義務を課する必要はない。）、又は発注者が長野県情報公開条例（平成12年条例第37号）その他の法令（市の条例・規則を含む。）に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から設計業務委託契約及び設計・施工請負契約に基づく発注者及び受注者の権利義務が消滅する時までとする。但し、設計業務委託契約の締結に至っていない場合において、設計業務委託契約の締結に至る可能性がないと発注者が判断して受注者【の代表企業】²に通知したときは、当該通知の日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条乃至第11条の規定の効力は存続する。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関して疑義を生じた場合には、その都度、発注者及び受注者が協議の上、これを定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈し、本協定に関する紛争又は訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

² 応募者が単独企業の場合には調整します。

(以下本頁余白)

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記入押印の上、発注者及び受注者【の代表企業】³が各1通を保有する。

●年●月●日

発注者 長野県

【住所】

長野県知事 【氏名】

受注者 【●共同企業体】⁴

【(代表企業)】⁵

【住所】

【名称】

【代表者】

【(構成企業)】

【住所】

【名称】

【代表者】⁶

³ 応募者が単独企業の場合には調整します。

⁴ 応募者が単独企業の場合には調整します。

⁵ 応募者が単独企業の場合には調整します。

⁶ 応募者が単独企業の場合には調整します。